

して不合理、不自然なもの、すなわち、経済的合理性を欠く場合には、独立かつ対等で相互に特殊関係のない当事者間で通常行われる取引(独立当事者間の通常の取引)と異なっている場合を含むものと解するのが相当であり、このような取引に当たることがどうかについては、個別具体的な事案に即した検討を要するものというべきである」(傍線部分は筆者。以下、同じ)と判示した。そして、争点についてはいずれも認められないとし、法人税法132条の適用を否定した。

(3) 詳細は、本誌2016年1月10日・20日合併号(No.1435)52頁参照。

TPR事件とユニバーサルミュージック事件の関係

TPR事件とユニバーサルミュージック事件は、否認の対象(繰越欠損金の引継ぎか、組織再編後に行われた借入金に係る支払利子の損金算入か)や根拠規定(税法132の2もしくは税法132か)が異なっており、直接の関係はない。当職は、東京国税局調査第一部に任期付公務員として勤務して組織再編に関連する税務調査に参与してきたが、税務調査では組

織再編のみやグループ間取引のみを調査対象とするのではなく、組織再編とその前後の取引をまとめて調査し、納税者の税務処理に疑問を覚え、納税者の税務処理に疑問を覚えた場合には、組織再編を対象とするかその前後の取引を対象とするかなど否認の対象を検討し、また、各種

第2章

組織再編成に係る行為計算否認規定の適用を肯定 TPR事件の概要と 判例分析

の否認規定の適用や税法上の要件の不備の指摘などの各種の否認のロジックを検討するなどして、何らかの課税処分ができないかどうかを検討する。

税務当局側からみた場合には、TPR事件もユニバーサルミュージック

ク事件も組織再編およびその前後のグループ間取引に疑問点があったという点では同様であり、納税者側としても、組織再編とその前後のグループ間取引の双方とも税務調査に耐え得るか否かを慎重に検討しなければならぬ。

【この章のエッセンス】

●TPR事件は、特定資本関係を形成してから5年超経過してなされた適格合併に関連して被合併法人の繰越欠損金を引き継いだ事案について、組織再編成に係る行為計算否認規定(税法132の2)が適用された事案である。

●裁判所は、特定資本関係5年超要件を充足した場合であっても法人税法132条の2は適用されると判示した。

●裁判所は、法人税法132条の2の不

当性については、ヤフー事件最高裁判決と同様に、①当該法人の行為または計算が不自然なものであるかどうか、②当該行為または計算が、組織再編成を利用して税負担を減少させることを意図したものであって、組織再編税制に係る各規定の本来の趣旨および目的から逸脱する態様でその適用を受けるものまたは免れるものと認められるか否かという観点から判断すると判示した。

●裁判所は、法人税法132条の2の不
当性の判断においては、資産の移

転が独立した事業単位で行われることおよび組織再編成後も移転した事業が継続することが必要であると、法人税法132条の2の適用を肯定して繰越欠損金の引継ぎを認めなかった。

事案の概要

(1) 概要

原告TPR(株)は、完全子会社である旧A社を被合併法人とする適格合